

プラスチック専用指定袋の特例措置について

中東情勢の影響を受け、プラスチック分別収集が始まる10月までに、プラスチック専用指定袋の安定供給が困難となっております。安定供給ができるまで、下記の期間に限り、市販の透明・半透明袋でも、プラスチックの収集日にプラスチックを資源物の集積所に出すことを可能とします。

【特例措置期間】 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

特例期間中に使用できる袋

① 市販の「透明」または「半透明」の袋

目視で外から中身(プラスチック)がはっきりと確認できる袋をご使用ください。

② 袋のサイズは15L～45L

集積所への持ち出しに適している15～45Lサイズをご利用ください。

③ 袋に大きく「プラスチック」と記入

袋の表面中央に、油性ペンで大きく「プラスチック」と書いてください。

イメージ



使用できない袋(収集できません)

❌ 既存の市指定袋(緑色の文字のもの)

❌ 雑紙専用指定袋(黄色)

❌ スーパーやコンビニ等のレジ袋

❌ 黒色・青色などの中身が見えない袋

❌ 米袋・肥料袋などの厚手不透明袋

❌ 他自治体の指定ゴミ袋

「燃やせるごみ」や「ペットボトル」など、従来のごみや資源物の出し方に変更はありません。これまでどおり「**緑色の文字の市指定袋**」を使用して、決められた収集日に出してください。

ご不便をおかけいたしますが、分別排出にご理解とご協力をお願いいたします。